

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 5 号

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例（平成3年小牧市条例第14号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に廃止前の小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定による使用料の納付がされた場合における同条第3項ただし書の規定による使用料の還付については、同日から起算して5年を経過する日までの間は、なお従前の例による。